

令和2年度 第4回長崎地方最低賃金審議会議事要旨

1. 日 時：令和2年8月25日（火） 午前9時52分～午前10時22分
2. 場 所：長崎労働局8階会議室
3. 出席者：公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員4名
4. 議題
 - (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
 - (2) その他

5. 議事要旨

- (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
事務局より異議申出内容について説明後、長崎労働局長より諮問が行われた。
審議において、労使双方から意見聴取が行われた。

労働者側主張

- ・十分に審議を重ねての8月7日の答申であり、793円を尊重したい。
- ・異議の申出については受け入れられない。

使用者側主張

- ・現行維持の主張が反映されなかったことは遺憾であるが、結果については十分に審議を尽くしたものであり、尊重すべきと考える。
- ・異議内容については棄却すべきものとする。

労使双方の意見聴取後、審議会会長より、

- ・8月7日の当審議会の答申は、専門部会及び審議会の場において、最低賃金法に基づき、関係者から提出された意見等を踏まえ、コロナ禍における経済情勢等を考慮し、慎重に審議した結果であること。
- ・異議申出の内容については、これまでの審議の場において真摯に議論が尽くされていること。
- ・労使の意見を踏まえると、「令和2年8月7日付け答申どおり決定するのが適当である。」と取りまとめられ、決議が行われた。

審議会会長より、長崎労働局長に対し「令和2年8月7日付け答申どおり決定するのが適当である。」との答申が行われた。

(2) その他

- ① 事務局より、発効までの予定（9月3日官報公示、10月3日法定発効予定）等について説明を行った。
- ② 長崎県最低賃金専門部会の任務が終了し、同部会の廃止が決議された。
- ③ 今後の審議会日程について了承された。
第5回本審 9月3日 午前10時00分～
第1回電子専門部会：9月29日